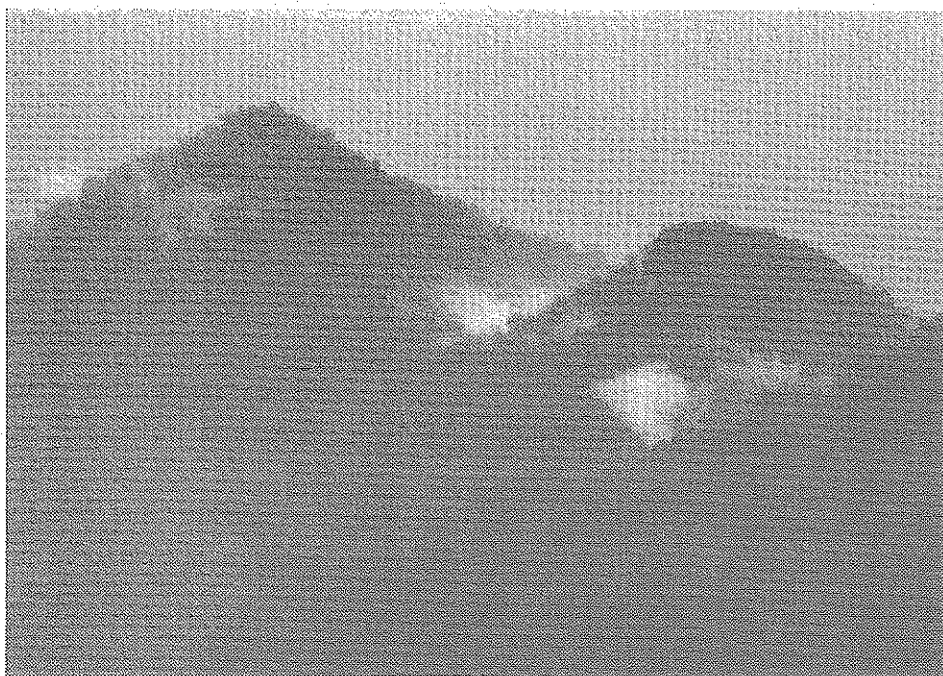


Save The Tropical Forests



森の通信

2010.4.13



▲ 霧がはれ出るマナバル山系（サバ州）

CONTENTS

- People ⑮ Fwi代表 トグ・マヌレン氏 …… 3P
- ウータン 2010年 活動方針 …… 4P
 - 南カリマンタン州における違法伐採の現状 …… 5P
 - 都道府県での合法材の使用推進 …… 7P
 - カリマンタンのもう一つの環境問題 …… 11P
- 世界の森林ニュース …… 14P



違法伐採問題を追いかけて調査していた私にとって、中カリマンタンのタンジュン・プティン国立公園の伐採停止は驚くべき事件であった。

というのは、1998年から Telapak や EIA が同公園の違法伐採を調査し、アブドラル・ラシッド国会議員がその辺りを根城にし、軍、州政府、警察を取込み、違法伐採を繰り返していたからだ。

2000年から Telapak らは、タンジュン・プティン国立公園の違法伐採を何度も告発。だが、伐採は止まらなかった。

2002、2003年にある事件が起きた。2002年にEIAの森林コーディネーターのジュリアンさんが違法伐採を調査していたら拉致され、監禁された。2003年の当初にフリージャーナリストが同公園の違法伐採の調査を延々としていたところ、ラシッド氏グループの癒にふれ、監禁どころか右腕を落とされ、重体になる出来事が起きた。その事件等で「タンジュン・プティン公園で違法伐採の調査をするには危険」を感じた Telapak、EIA はそれ以降、行けなくなった。タンジュン・プティン国立公園の違法伐採・違法貿易の情報が途絶え、私が情報を仕入れに行く。

2005年秋に行くと、セコニア川だけでなく中央部のスンガイ・ブル・クチルやスンガイ・ブル・ベサで既に違法伐採が停止していた。そこで、ガイドのトーマス氏が遠くにいる野生オランウータンを見つけた。「違法伐採が約1年前に停止だ。だから野生のオランウータンが戻った。」

2006年に再度タンジュン・プティンを訪れた時、Friends of National Parks Foundation(以下 FNPF)を知った。シャイなバスキ、どっしりとしたコマン、ユニークなカスリ(今はガイド)、タンジュン・ハラパンにメンバーがいて植林が進められていると。私は一員とブルグにも行き、タンジュン・プティン国立公園の状況のある程度把握できるようになる。

ウータンのメンバーは、それ以来数度タンジュン・プティン公園を訪れている。人数にしたら10名が訪れ、野性のオランウータン調査聞き取り調査等も実施。違法伐採はタンジュン・プティン公園に一切なくなり安全で、タンジュン・プティン国立公園は真近くでオランウータン、テングザル、ギボン、ワニやサイチョウも見られ、貴重な国立公園である。昨年は少し火災になり一部の植林が燃えたが、「ポンプ提供で消化の成果も上がった。原生種の植林もまあ順調だ」とバスキ氏が言う。

この3月に石崎、高坂、村上さんという若いメンバーが訪問中。FNPF が今後どんな「村づくり」案を考え、実施しはじめるかが楽しみだ。3人やバスキ氏ら若い人たちに期待したい。村が苗木計画など新たな発想をだし、村が潤えば、事例からすると村は自信が出て上手く変貌する。(西岡)

【ウータン活動報告】

2009年12月30日 『通信ウータン95号』発行、次年度の方針への会議、次年度担当決定

2010年1月12日 「総会」での次年度の方針への会議、家具部会再開決定、

1月27日 FoEJapan 三柴氏と意見交換

1月31日 ウータン総会・弁天町市民学習センター

2月9日 CBD 名古屋に向け5月22日大阪市内で生物多様性パレード賛同決定

2月23日 90、92年に来日のサラワク先住民ジョク氏の大阪で来日講演決定

3月11-17日 石崎、村上、高坂さん、タンジュン・プティン公園へ

3月16日 『激減! ボルネオ島の密輸材取引』冊子の最終校正・入稿

People save! the World's Forests

インドネシアでの違法材停止の推進に中心的な活動をしたトグ氏

— E. G. Togu Manurung(トグ・マヌルン)氏・・・Forest Watch Indonesia(FWI)代表
前インドネシア林業大臣相談役



インドネシアの環境NGOsとして有名。2000-2004年はForest Watch Indonesia(フォレスト・ウオッチ・インドネシア)の事務局長として活躍、現在は同フォレスト・ウオッチ代表。2005年からインドネシア政府の依頼により、林業大臣相談役も勤める。この間、ボゴール農業大学で森林問題の教鞭も執る。今回、「少しの間の滞在可能ダ」とのメールでHUTANの招聘で来日。2006年からインドネシアで違法材貿易が激減した。彼の存在なしで、インドネシア政府の違法伐採の強力な推進がなかっただろう。違法材摘発の実行はTogu氏、Telapak、ForestWatch、WALHI(インドネシア地球の友)等の活躍、国際的な連帯のキャンペーンが功を奏す。2009年11月の招聘で東京、大阪集会では、「日本の皆さんは、インドネシアやマレーシア等の違法伐採された木を使わないでほしい」とアピール。来日の最終日は、奈良の鹿と戯れた。(西岡)

Small-holder illegal logging along the roads in West-Kalimantan—U.S. delegation visits Indonesia forests—The delegation was led by Jim Hubbard, deputy chief for state and private forestry of the U.S. Agency, and Dr. Togu Manurung, special advisor to the Indonesian Ministry of Forestry. The trip was a follow-up of the agreement signed in November 2006 by President Bush& Indonesian President Susilo Bambang Yudhoyono to promote sustainable forest management, improve law enforcement, and build markets for legally harvested timber products.

2010年ウータン活動方針

事務局長・西岡良夫

1、合法材使用推進・フェアウッド利用への活動・・・「違法材不使用へ自治体・企業キャンペーン」名変更

1) 合法材推進・違法材排除の調査—自治体・企業キャンペーン

A) 現状・・・09年各都道府県調査で九州7県合法材指定、兵庫、大阪、岡山県等未回答・・・対策無?!

B) 行動—①HP、冊子等でPR、②対応遅い・未回答府県や九州7県一部と話し合い

③政府へレインボー法を他団体(FoE、JATAN、WWF等)と輸入材への適用申入れを

2) 「ウリン保護をキャンペーン」(公共事業でウリン多使用)・・・一時中断・再開検討

A) 状況・・・Telapak FoE と今回の『停止依頼』で、依頼企業がマレーシア産へ一部変更

B) 行動・・・国立公園や異常に違法伐採されている判明時—再キャンペーン化

3) 合法材推進PR・優良企業のPR、消費者へPR・・・家具作りのPRカタログ、HP

A) インドネシア産FSC材推進の企業等・・・J-テック、Tマテリアル等(問題ないFSC使用企業のみ)

B) 国産材中心で違法材使用なしと判明企業等、C) 家具等・・・代替材、国産材、フェアなもの

4) 家具の代替材・非原生林材・合法材のPR—紹介カタログ・・・①家具部会再開、②FoE等と情報交換

2、海外違法材調査・・・ボルネオ島の密輸材停止近づき、【ボルネオ島の違法材取引停止宣言】を

2010年CBD名古屋か、2011年の国際森林年にNGOs共同声明を!

1) 「違法材の海外調査」・・・A) 現状・・・①ボルネオ密輸が最盛期2003-04年より(280万m³→25万m³09年)

今へと激減! 減少はインドネシア政府、NGO取組み、②インドネシアで違法伐採は減少も100万m³。

B) 行動・・・①Titian等に調査一部依頼、②Telapak等情報交換、③共同調査等で、公表で波及効果大?

④停止続けば、【ボルネオ島の違法材取引停止宣言】! CBD名古屋か2011年の国際森林年に

2) 政府、ITTO等へ働きかけ・・・情報を伝達、英語版『守れ!ボルネオの熱帯林 STOP!違法材』作成等

3、「原生種植林・泥炭湿地保全を」タンジュン・プティン国立公園—FNPF等と一部の共同作業?

1) 植林で村おこし活動・・・Friends of National Parks Foundation(FNPF)が計画/3月と夏に現地へ

A) 現況・・・①ウリン、ラミン、ニャトウ等5万本植林、09年火災で一部焼け・・・確認、植林作業を現地で確認

②アブラヤシ開発社が違法伐採意思—バスキ自費で土地購入—支援? /OrangutanCSPと連携

B) 行動・・・①植林作業手伝い、②野生オランウータンの戻り調査、③村人との交流—村興し案の細確認

④公園の火災その後と対策確認、⑤レオパードキャット夜間出現後の聞き取り、

2) その他—違法伐採続くLamandau保護区の最近事情等確認、行政事情の確認

4、その他の取組み

1) 地球環境基金助成(426万円要望)、2) 財政強化—150万円(昨年会費、講演等少なく)

3) HP 改編現在 <http://hutang.jimdo.com/> 昨年「ラミン停止宣言」アップ、古い内容を改編

4) 組織内担当変更、5) 『激減!ボルネオ島の密輸材取引』報告集(3月)、

6) 大学等へ違法材停止講演やPRを、7) 合法材・違法材資料収集、

8) アブラヤシ開発、泥炭湿地保全の資料収集、9) 原生林破壊・先住民問題の情報交換・資料収集

10) サラワク・ダム問題資料収集、11) メンバーで出来ることの提起・実施

5、南カリマンタン州における違法伐採の現状

藤原江美子

1) 南カリマンタン州森林面積

インドネシア林業省データによれば、2002年の全森林面積は1,839,494ha、2009年は1,750,052haとなっており、州面積3,653,500haの凡そ50%を占める。このうち保護林および保安林は全森林面積の凡そ40%を占める。2002年と2009年の森林面積を比べると、保安林は28,000ha増加しており、全体では約89,000ha減少している。(表1)

表1 エリア別森林面積

森林エリア名	2002年		2009年	
	面積 (ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
保安林(KPHK)	175,565	9.54	203,919	11.7
保護林(HL)	554,139	30.12	521,595	29.8
生産林(KHP)	1,109,790	60.33	1,024,539	58.5
合計	1,839,494	100	1,750,052	100

出典; Pusat Inventarisasi dan Statistik Kehutanan Badan Planologi Kehutanan (林業省2002年)及び南カリマンタン州林業省資料より作成

2) 違法伐採の傾向～違法伐採者、伐採場所

南カリマンタン州林業省職員からの聞き取りによれば、違法伐採活動が縮小したことを示す統計はないが、林業省では違法伐採は減少していると感じている。

行政による取り締まりと資源枯渇により、企業による大規模な違法伐採はほとんど摘発されなくなったが、コンセッション外の自然林においての違法伐採はまだあるとのことである。現在は地域住民による少量の違法伐採のケースが大半であるという。地域住民とは、ダヤク人、ジャワ人、バンジャル人、マラユ人などで、多くの民族が混ざっており、例えば焼き畑をする民族の住む地域で違法伐採が多いなどといった、民族の生活手段や生活様式にもとづく違法伐採の傾向と対策を計ることはできない。

これらの違法伐採材の樹種はメランティ、ウリン、バンキライ、混合樹種などで、地域や国内マーケットに流れたり、彼らの生活に必要な木材として消費される。丸太や加工材のほか製材所ではなく、森林の中で伐採から加工までして角材となったものも違法材として押収されている。輸送にはトラックやモーターバイクを使う。モーターバイクで運ぶ違法伐採者の摘発は難しいという。

3) 林業省、警察の取り組み～違法伐採撲滅チーム「Operasi Gabungan」

林業省や警察は、違法伐採撲滅のため、以下の法律および規則に基づいて、2005年から2009年まで「Operasi Gabungan」という違法伐採撲滅に特化したチームを編成し、県政府や軍とも合同で取り組んできた。

① UU41 1999年、②2004年No.45—森林保護についての規則、③ 2005年No.4大統領令 森林地域での違法伐採撲滅及びインドネシア全域での流通に関して、④ 2005年 No.14 南カリマンタン州知事決議 南カリマンタン州における無許可鉱業および無許可伐採撲滅に関して、⑤ 2006年 No. 05 南カリマンタン州知事決議—森林地域における違法伐採撲滅チームの結成および南カリマンタン州森林地域での流通に関して、である。

東カリマンタン州のバリクパパン市から南カリマンタン州タンジュン市間は、典型的な違法伐採エリアの一つとして知られているが、タンジュン市があるタバロン県における現場での撲滅チームの活動を例にあげると、チームは通常、林業局管轄の森林警察より5人、警察の取り締まりチームより5人の10人程度で活動する。ひと月5〜10日が平均的な活動日数である。活動時間は昼夜をとわず、現場から情報が入ったときに活動する。

タバロン県の撲滅チームが押収した木材と違法バンドソウ(帯のこ)の統計は表2である。押収したバンドソウの数がわずかに減少してきている。取り締まりによって、違法伐採の主な担い手である地域住民は捕らえられるのを恐れ、違法伐採活動が減少してきているという。

表2 タバロン県撲滅チームの押収した木材、バンドソウの統計

	年				
	2004	2005	2006	2007	2008
押収した木材 (m3)	88.8680	353.7369	102.9784	117.4603	82.1375
違法バンドソウ(個)	31	21	12	13	18

出典;Buku Informasi Kehutanan Kabupaten Tabalong(タバロン県林業局2009年5月発行)

4) 違法伐採撲滅の課題

タバロン県林業局のまとめている林業情報ブックレットによれば、森林開発をしていく上で警戒する必要のあることとして、以下の5つをあげている。

- 1.森林周辺に住む地域福祉の水準がいまだに低い
- 2.森林保安を妨げる違法な木材略奪などがまだ完全におさまっていない
- 3.木材原料の需要と供給のギャップが非常に大きい
- 4.ステークホルダーによる法律や規則の順守や理解が足りない
- 5.森林地域での非森林開発活動がますます横行し、森林資源が破壊される

これらのために、林業局ではパトロールや啓蒙、消火活動などの森林保護活動をおこなっている。これらの課題は違法伐採撲滅に必要な課題でも考えられる。タバロン県職員によれば、林業局には現在55人の職員がいるが、このパトロールは、このうちの森林警察5人で241,210haという広大な森林地域をまかなわなければならない、実際にはまかないきれいでないのが現状である。また、1.の課題が、地域住民による違法伐採が止まらない理由に結びつくと考えており、社会、環境、経済のバランスをとるのが難しいとらした。

つまり、住民の生活に必要な木材の伐採さえもたびたび違法伐採行為とみなさなくてはならず、それを取り締まらなければならないことに難しさを感じている、ということである。

このように、今では違法伐採は企業による大規模なものから、地域住民による小規模なものにシフトしているが、彼らの生活手段とはいえ、無計画で森林保全を考慮しない伐採である限り、有効な取り締まりを続けると同時に上記への長期的な対策を講じなければ、森林資源は荒廃、枯渇へ向かう一方だろう。

南カリマンタン州の違法伐採撲滅チームの活動は、2009年までの計画だが、今後も継続されるとのことである。

(藤原江美子;聞き取り調査およびデータ収集はWalhi 南カリマンタン支部の協力による)

都道府県等での合法材の使用推進は、、、(2009年夏の状況)

都道府県・政令市の合法材の使用推進及び原生林材の使用削減の施策について No1

質問事項	1)合法性証明の木材・木製品普及促進を実施していますか。具体例は?	2)[違法材意見書]九州合法100%使用策で、違法材反対宣伝は?	3)関係者、NGOと合法・違法材研修を実施は?	4)ウリン使用を把握していますか。	6)貴自治体で違法材使用と判明時、どんな対策を立てますか。	7)違法材を使用の事業者にどのような対応を立てますか。
回答	A)有、 B)無、 C)検討中 =例/;	A)有、 B)無、 C)検討中 =例/;	A)有 B)無、 C)検討	A)過去今無 B)今後無 C)判明不明 D)知らぬ	A)過去今無 B)不使用内規 C)困難・策無 D)検討無、E)合法指定要件	A)指名停止か B)指導、勧告 C)措置検討 D)対策無 E)合法指定要件
自治体名						
札幌市	A)有 /G購入等で	A)有 /意見書採択等で	B)無	D)知らぬ	C) 困難・対策無	D) 対策無
北海道	A)有 /地産地消と地元材普及	A)有 / パンプ配布等	B)	C)判明不明	E)G調達徹底	E) /事業者へ啓発
青森県	A) /G調達方針	B)無	A)有	A)過去も今も無	A)過去も今も無	E)合法材証明条件
秋田県	A) /環境保全実行計画で合法要件	A) /計画PR進捗	A)	C)	E)合法材要件	B)勧告する
岩手県	A) /県産材証明材	A) /HPで	A)	C)	A)	E)合法要件・再啓発
宮城県	A) /合法材証明請負	A) /議会決議	A)	A)	A)合法材要件	B)勧告
仙台市	A) /G購入方針	B)	B)	C)	C)	D)
山形県	A) /県産材推進	B)	A)	A)	A)	D)
福島県	A) /G調達方針で	A) /県産材推進計画で	A)	—	E)県産合法材使用要件	D)
栃木県	A) /G調達方針	A) /HP	A)	A)	A)	C) 措置検討
茨城県	A) /合法地域材要件に補助有	C)	B)	D)	D)	D)
千葉県	A) /説明会等実施	A) 市町村や業者へ説明	A)	D)	E)G購入進める	D)
千葉市	回答無	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
埼玉県	A) /G調達方針	A) HP, 会議	A)	C)	D)	D)
さいたま市	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
東京都	回答困難の回答	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
川崎市	B)	B)	B)	C)	D)	D)
横浜市	A) /G購入方針	B) 担当課なし	A)	C)	D)	D)
神奈川県	A) 産地明白材使用	B) 県連実施で	B)	C)	C)	D)

都道府県・政令市の合法材の使用推進及び原生林材の使用削減の施策について No2

質問事項	1)合法性証明の木材・木製品普及促進を実施していますか。具体例?	2)[違法材意見書]九州合法100%使用策で、違法材反対の宣伝?	3)関係者やNGOと合法・違法材研修を実施は?	4)ウリン使用を把握していますか。	6)貴自治体で違法材使用と判明時、どんな対策を立てますか。	7)違法材を使用の事業者にどのような対応を立てますか。
回答	A)有、 B)無、 C)検討中 =例/;	A)有、 B)無、 C)検討中 =例/;	A)有 B)無、 C)検討	A)過去今無 B)今後無 C)判明不明 D)知らぬ	A)過去今無 B)不使用内規 C)困難・策無 D)検討無、E)合法指定要件	A)指名停止か B)指導、勧告 C)措置検討 D)対策無 E)合法指定要件
自治体名						
山梨県	A)有 /合法材証明発行で	A)有 /パンフ	B)無	C) /判明困難	C)困難・対策無	D)対策無
長野県	A) / G購入方針	B)無	B)	C)	A)過去も今も無	D)
新潟市	B)無	B)	B)	C)	C)	D)
新潟県	A) /全木連資料でPR	A) /ポスター	B)	A)過去も今も無	A) /過去も今も無	A) /指導し入札検討
富山県	A) /パンフ等	B)	A)有	B)今後無	C)	C) /措置検討
石川県	A) /パンフ	B)	A)	C)	C)	C)
福井県	A) /指針作成で業界指導	B)	A)	A)	E)G購入で指導	C)
静岡県	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
静岡市	A) /ポスター	B)	B)	A)	A)過去も今も無	D)
浜松市	A)	A)議会決議PR	A)	C)	A)	C)
愛知県	A) /G調達方針	A) HPで	A)	C)	A)	C)
名古屋市	A) /G調達方針	B)	B)	B)今後無	B)不使用を内規で定め	C)
岐阜県	A) /合法県産材	B)	B)	C)	B) /合法材要件	D)
滋賀県	A) /G購入方針	B)	B)	C)	D)	D)
京都市	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
京都府	A) /G調達方針とウッドマイルージ	A) 府議会議決	B)	A)過去も今も無	A)	C)
大阪市	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
大阪府	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
堺市	B)	B)	B)	D)	D)	D)
奈良県	B)	B)	B)	C)	E)G調達で対応	C)
和歌山県	A) /G購入方針	A)県議会議決	B)	B)今後無	E)G調達で対応	E)G調達で
兵庫県	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
神戸市	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
岡山県	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
岡山市	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し

都道府県・政令市の合法材の使用推進及び原生林材の使用削減の施策について No3

質問事項	1)合法性証明の木材・木製品普及促進を実施していますか。具体例?	2)[違法材意見書]九州合法100%使用策で、違法材反対の宣伝?	3)関係者やNGOと合法・違法材研修を実施は?	4)ウリン使用を把握していますか。	6)貴自治体で違法材使用と判明時、どんな対策を立てますか。	7)違法材を使用の事業者にどのような対応を立てますか。
回答自治体名	A)有、 B)無、 C)検討中 =例/;	A)有、 B)無、 C)検討中 =例/;	A)有 B)無、 C)検討	A)過去今 無 B)今後 無 C)判 明不明 D)知らぬ	A)過去今無 B)不 使用内規 C)困 難・策無 D)検 討無、E)合法指 定要件	A)指名停止か B)指導勧告 C) 措置検討 D)対 策無 E)合法指 定要件
鳥取県	A)有 /G購入で	A)有 /各啓発	A)	D)知らぬ	D)検討無	B)不使用指導
島根県	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
広島市	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
広島県	A)	A) /説明会	A)	C)判明無	D)	D)対策無
山口県	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
香川県	A) /G調達や合 法材明記	A) /パンフ	A)	C)	D)	D)
徳島県	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し	回答無し
愛媛県	回答無し					
高知県	A)	A) 議会決議	A)	D)	C)	—
北九州市	A) G購入方針	B)無し	B)無し	C)	D)	D)
福岡県	A) /G調達で合 法明記	A) HPで九 州共同宣言等	C)検討中	C)	B) /合法材使用 を内規で定め	C)措置検討
福岡市	A) /G調達方針	B)	B)	C)	D)	C)
大分県	A) /合法明記	A) /機関紙で	A)	B)今後無	B) /内規で定め	C)
佐賀県	A) /G購入で合 法明記	A) /HPや九 州共同宣言	A)	B)	E) G購入等で指 導権等	B) 指導
長崎県	A) /広報やHP 合法材明記PR	A) /九州7県 合法材宣言	A)	B)	B) /合法材使用 明記	C)
熊本県	A) /G調達で 合法材明記	C) 検討中	C)	C)	E) /合法材使用 明記	C)
宮崎県	A) /G購入等 で合法材明記	A) /伐出届 出制度等	A)	D)	E) 合法材使用 明記	C)
鹿児島県	A) 合法材明記	A) パンプ等	A)	C)	E) 合法材明記	
沖縄県	C) /合法材証明 体制を検討中	B)	B)	D)	D)	A) 指導検討
合計	A)42(89.4%) B)4(8.5%) C)1(2.1%)	A)25(53.2%) B)20(42.5%) C)2(4.3%)	A)24(51.0%) B)21(44.7%) C)2(4.3%)	A)8(17.4%) B)6(13%) C)24(52.1)	A)11(23.4%) B)4(8.5%) C)8 D)12(25.5%) E)12(25.5)	A)3(6.5%) B)4(8.7%) C)15(32.6%) D)20(43.5%) E)4
2009年夏						

無回答が17有り(回答率74.6%)

【都道府県・政令市の合法材推進状況の考察】

今回の質問事項で、回答を得られなかった自治体を除き、回答の自治体からの動向で、

- 1)「貴自治体は、合法材証明の木材・木製品の促進を実施されていますか。」の問いに、約9割の自治体が「実施している」との回答であり、政令市では「取り組んでいない」市と「実施」の市に分かれた。2006年12月の同様な質問に55%のみが「実施」より、進んでいることが判明した。
- 2)「宮城県、三重県、徳島県等で『違法材の意見書』採択があり、2009年4月から九州7県で合法材100%使用を施策とし、責職は違法伐採の反対を住民に宣伝されていますか」の質問に、A)実施 25、B)無 20に行動が分かれた。九州では『合法材使用共同宣言』と合法材を推進し、沖縄県もこれを検討する形となったようである。
- 3)「土木・木材関係者・NGOとの[合法材・違法材対策]の検討会議や研修会の実施は、」の問いにこれも対応が割れて、半分以上の自治体で実施していた。この研修会に林野庁が説明して、合法材使用をPRする等の国からの行動があったが、政令市では担当課の存在もなく、依然として未実施が大半である。
- 4)インドネシアの国立公園で違法伐採がされ、2006年からカリマンタンでの植林無での伐採・その後の輸出は禁止される法令になったが、私たちが実施した【ラミン使用停止キャンペーン】同様に、希少種の個別木材への対応の悪さが依然としてあり、「過去も今も使用しない」「今後使用せず」の自治体は14(20%)ほどである。
- 5)同様に「メルバウ(別名クイラ)を希少種であることを把握されていますか」との問いも、ウリンと同様に「知らない」との回答が大半で、メルバウが輸入されて家具等に利用されていた時には、違法材を使用するケースが想定される。
- 6)「もし貴自治体で使用していた木材・木製品で違法と判明した場合、どのような対策を取られますか」との問いに、「C)判別困難で対策なし」が17%、「D)検討していない」が25.5%を占めている。2006年12月の同様な質問に対し、35%が「指導」「勧告」「入札停止の検討」としていたが、今回ではA)とB)で32%、E)の合法材指定要件とする材のみ利用が25.5%とあり、特に九州ではこの傾向が強い。
- 7)「貴自治体は、違法材を使用している事業者にどのような対応をしますか」の問いに、A)「指名停止(検討含む)」が6.5%、B)「指導や勧告」が8.7%しかない。2006年4月からの政府調達方針が定まっており、2年以上経過しており、この対応はお寒い限りではないか。

九州や「違法材の意見書」を多く採択した北海道、合法材・違法材問題について先進的に取り組みだしていた秋田県、岩手県、後発の青森県や鳥取県が対応しようとしているが、前回先進的な回答をした神奈川県は、今回「対策無し」と後退している。とりわけ神奈川県下ではウリンの使用が多く、ITTO(国際熱帯木材機関)の事務局がある自治体での更なる進んだ対応が望まれる。

その他、質問ではやはり「原生林材使用をなくすために熱帯材の使用削減」を決め、環境基本計画に反映したが、大半の自治体でその量・原産地等の把握は全く実施しておらず、これでは環境基本計画に盛り込んだ行動計画が疑わしい。一度決めたら、その後も把握するのが本来である。

2年前の今回の回答率より今回の質問の回答率は低いが、九州7県や北海道、鳥取県、三重県、岐阜県、高知県など森林県で伐期が近づき、国産材利用を望む自治体のほうが、違法材停止・合法材利用へと進みだしたといえる。残念ながら大阪府、大阪市、兵庫県、岡山県、東京都等で違法材停止への取組みの進捗は遅れ始めつつあるのかも知れない。

2007年招聘で講演の Forest Watch Indonesia のボブさん、KAIL のダルマワンさんは、

「インドネシアからマレーシア等へ違法材が運ばれている。この原因は①腐敗した政治システム、②過度の伐採権の付与とアブラヤシ開発、③森林火災、④違法伐採であり、インドネシアやマレーシア等の違法な木材を買わないでほしい。これらの問題への取組みが森林保全に繋がる」と述べている。

とりわけ自治体は違法材を発注した場合、直ぐに入札停止や業者への指導、勧告をすべきである。既にアメリカではレーシー法で違法材に対し罰則が適用されてきたのだから、...

カリマンタンの
もう一つの環境問題

～西カリマンタン州の海岸から～

中村彩乃

カリマンタン（ボルネオ）における環境問題といえば、違法伐採やオイルパームのプランテーションといった森林破壊に関する問題がクローズアップされることが多いが、西カリマンタン州では、海岸部でも深刻な環境問題が起こっている。それは、大規模な海岸の浸食であるという。現状を見るために、州都の Pontianak から北に約 50 キロのところにある Mempawah の町を訪ねた。

● 削られた海岸

Mempawah の海岸を歩くと、いたるところに波によって削られた跡を見ることができる。かつて家があった場所は、その家の土台部分だけを残して浸水し、小型船の船着場になっていた。対岸にある島を結ぶ橋は崩れ落ちて跡形もなく、島へ渡る観光客を当てにして建設された、橋の側にある遊園地はひっそりとしていた。橋の周辺の海岸は、波に削られて砂が流れ、砂浜のココナツの木が今にも倒れそうに傾いたままであった。案内をしてくれた Ronny さんによると、海岸の浸食は年に 2、3 メートルになるという。



▲ 波によって削られた海岸

また、Mempawah では、住民の多くが漁師として生計を立てているが、波が高く漁に出る回数が減り、彼らの生活に大きな打撃を与えているという。

● 政府の植林プロジェクト

このような状況に、インドネシア政府は、約 4 年前からマングローブの植林プロジェクトを進めている。かつて、西カリマンタン州の海岸線には、マングローブ林が広がっていたが、その 44% に相当する約 21 万ヘクタールが開発や干拓などによって消滅している。¹ このマングローブ植林プロジェクトにより、Mempawah のいくつかのエリアでは、海岸線の侵食を防ぐことに成功しているが、植林活動に対する住民の理解は充分ではなく、マングローブ林は広がっていない。

● 地元 NGO の活動

このような状況の中で、西カリマンタンで活動する環境問題を扱う NGO のメンバーが中心になって新しいグループが誕生した。この NGO は、SAMPAN(Sahabat Masyarakat Pantai)で、公正で持続可能な西カリマンタン沿岸地域の運営を目指すために設立された。SAMPAN の活動は、漁師たちの間で情報を共有できるようなシステムの構築や漁師たちの生活向上、そして持続可能な資源管理のためのプロモーションなどである。これらの活動の背景には、漁師と企業との間の軋轢や、漁師の貧困問題などがある。マングローブ林は、魚やエビなどの養殖地としての価値があり、地元の漁師だけでなく大規模漁業を実施する企業との軋轢が絶えない。また、漁師が売る魚介類の販売価格も低く抑えられて



▲ かつて建物があつた場所が船着場に。

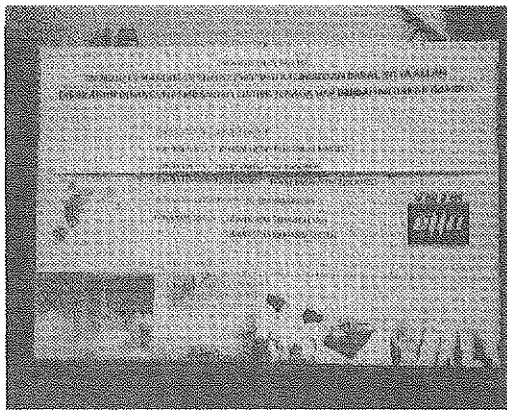


▲ マングローブが植林された村

いる。このような状況から、漁師同士が魚の価格や海の状況といった情報を共有することができるシステムの構築が進められているのである。現在、インドネシアでは、携帯電話の普及が急速に進んでいることから、携帯電話のショートメッセージサービス (SMS) を利用した情報網の構築が考えられている。更には、Mempawah と同じように沿岸地域である、Pontianak の南の Kubu Raya が注目されている。Kubu Raya では、代々マングローブを大切なものとして守ってきた人々が暮らしているが、彼らがファシリテーターとなって、マングローブの重要性を Mempawah の人々に語ってもらうことによって、トップダウン式ではない、横のつながりを重視したネットワーク作りも目指されている。

● 更なる不安材料

大規模な海岸の侵食は、気候変動によるものではないかと言われているが、更に侵食の原因となると考えられているのが、泥炭を利用した発電所の計画である。Pontianak と Mempawah のほぼ中間に位置する建設予定地には、大きな看板が掲げられ、プロジェクトの実施者として SEBUKIT GROUP、コンサルタント会社としてタイのバンコクの企業とフィンランドの企業の名が書かれている。SAMPAN 代表の Ronny 氏は、この発電所が稼動すれば、地中の泥炭が燃やされ、地盤沈下が起きる。そうなれば、海岸の侵食と地盤沈下で西カリマンタンの陸地は大きく失われると警告している。また、Mempawah の対岸の Temajo 島に、オイルパームの実から抽出されたオイルである CPO(Crude Palm Oil)の送り出すため



▲ 発電所予定地に立てられた 看板



▲ 崩れた防波堤、奥に見えるのが Temajo 島。

の拠点を造る計画や、大規模な港湾の造成なども進められており、今後さらに深刻な問題になると予想されているのである。

● 森林問題だけではない

以上のように、カリマンタンの沿岸部にも、様々な環境問題があることがわかったが、西カリマンタンを中心に活動する NGO にとってもあまり活動実績のないエリアである。また、SAMPAN の活動もスタートしたばかりである。森林だけではないもう一つのカリマンタンの問題に我々も目を向けていく必要があるだろう。

i データは、Ronny 氏の主宰する NGO、SAMPAN の調査による。

【南洋材丸太、2009年に42万m³(42%減)に激減】

2009年の熱帯材丸太入荷量は42万2863m³と前年の72万7845m³から41.9%も大幅減少。サラワク州から41.4%減267万m³、PNGからも64.1%減の38万m³、サバから38.3%減の73万m³となる。製材品は2006年に51.6万m³、07年45万m³、08年に65.4万m³、09年53.7万m³と余り激減がない。木材新聞によれば、PNG材はオオクラウド、マルヒで08年から製造停止、サラワク材は需要減で影響を受け、白セラヤ40%、カポール35%、セラヤミックス20%で、今後カポールの供給が困難と。商社丸太担当者は「ここまで減るとは・・・」と。需要減に加えサラワク、サバ州はインドネシアから密輸激減が大きく作用した！ (資料: 日刊木材新聞 2010/2/26)

表: 熱帯材丸太 2006-09年の推移 単位: 千m³

年	サバ	サラワク	ソロ モン	PNG	アフ リカ	合 計
2006	260	813	108	189	9	1379
2007	179	576	100	163	9	1027
2008	119	456	52	101	4.7	728
2009	73	267	46	36	4.6	423
前年 比率	▽ 38.8	▽ 41.4	▽ 10.8	▽ 64.1	▽ 2.9	▽ 41.9

【G購入法、カーボン・オフセット認証ラベル導入】

環境省は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の基本方針で、平成22年2月5日に変更の閣議決定。今回は環境負荷低減に資する物品としてカーボン・オフセット認証ラベルが盛り込まれた。(環境省HPより)

【PNGでMalaysia Rヒジャウ社、汚職容疑で告発に】

PNG(パプア・ニューギニア)のAsples Madang(アスプラス・マダン)はマレーシア第3の木材企業ルプナン・ヒジャウ(RH)社を告訴。モンガビーによると、RHが贈賄または強引な方法で地域住民から不法な土地接取の疑いで、この訴状で違法に取得の森林区でRH社は2ヶ月伐採停止。(フェアウッド News)

【温暖化防止国会議、中国等がCO₂削減案拒否】

2009年12月デンマークで開催の温暖化防止締結国会議に中国が経済成長での削減案に固執。米国の譲歩や日本の25%削減策も中国が一蹴し、2012年実施案を頓挫さす。今年の会議が重要。(各新聞)

【インドネシア・スマトラ等で違法伐採続く】

スマトラ島南部のランブン州ブキット・バリサン・セラタン国立公園とウェイ・カンバス国立公園間のコミュニティ林区で伐採業者が違法伐採でからめ取ることを進める。同州林業局長は、最近違法伐採業者は地域住民が植えた植林を伐採と。この地域は森林再生モデルとされていた。(Jakarta Post /2/19)

【インドネシア、土地利用許可取締り、植林強化へ】

新林業大臣ズルキフリ・ハッサン氏は2月10日、森林区で施業予定の鉱業等の23の土地利用許可取消しをした公表。23の企業は土地利用規制を破り起訴されており、「申請した場所と違う場所で採掘等を行ったため、今後大企業も対象だ」と、多くの企業の許可取消しをすると。

また2月8日には、新林業大臣は、二酸化炭素排出対策として10億本の植林プログラムにつき、植物に関し国際評価基準に従う予定と表明。林業省は当初5億本植林計画を立てていたが大半が産業植林で、今回10億本の半分の産業植林計画を含め、国際会議で調査・報告のシステムにすると。

(資料: Jakarta Post 2010/2/9、ロイター2/11より)

【ガボンの原木輸出禁止策に、中国が対応開始?】

EUとの合法材使用協定を実施へ移行するためガボンは2010年1月から原木の輸出禁止策を実施。これによりガボン産の数百社の家具、床材等の加工工業が集中する中国の浙江省嘉興等の検査検疫部門が、関連企業に注文時に原産地・コストの詳細を評価、審査することや、ガボン等アフリカ諸国の木材輸出の法規制に注意すること等と呼びかけた。中国もやっと少し考慮か? (フェアウッド・Newsより)

会計から.....

ウータンはるえ(ウータン)

《会費、カンパを頂いた方々》(2009年12月19日～2010年3月18日)

(敬称略)

伊東万千子 上田廣子 上田真弓 鶴川まき 大西裕子 大亦義郎 康由美 鎌木里子
 栗岡理子 高阪真帆 千代延明憲 藤間剛 中村義明 畑健次郎 平野誠 福永一美 H.F.
 藤岡正雄 藤原猛爾 本田次男 麦島貴美子 望田敏子 山田光一 由良行基周 渡邊晋

(ありがとうございました)

《おたよりから》(敬称略)

☆ 環境問題のことを考え、活動して20年、最近は姑、母の介護で思うように動けなくなりました。
 ウータンのニュースレターを読ませていただく度に、熱帯林のことを考えます。(以下省略)

12/28 (望田敏子)

☆ 熱帯林、問題山積みですが、なかなか前進しませんね。でもがんばろう。

1/8 (福永一美)

2009年度決算

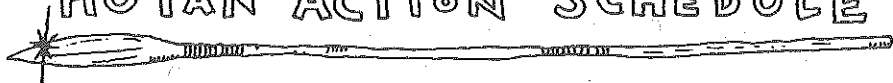
単位:円

収入		支出	
繰越金	1,243,421	会報製作費	176,400
会費	235,000	事務所家賃	144,000
カンパ(切手カンパ含む)	394,000	送料(切手カンパ分含む)	57,500
地球環境基金(2008年12月～2009年3月)	1,654,000	他団体への協賛金	8,000
地球環境基金(2009年4月～2009年11月)	1,480,000	会場費	5,640
講師謝礼	10,000	事務費	5,170
計	5,016,421	海外調査補助	200,000
		ウータンTシャツ製作費	75,000
		地球環境基金(2008年度分残金)	1,654,000
		地球環境基金(2009年11月まで)	1,480,000
		その他	8,480
		次年度へ繰越金	1,202,231
		計	5,016,421

森の救援基金

収入		支出	
前年度繰越金	947,132	火災等への救援カンパ	40,000
カンパ	5,000	ブナン人への支援金	25,000
計	952,132	次年度へ繰越金	887,132
		計	952,132

HUTAN ACTION SCHEDULE



【時】4/25 ^{SUN} ⑩ 午後 1:30 ~ 4:00 【場】ドンセンター 和室
(京阪, 地下鉄谷町線 天満橋下車, 東へ5分)

⑩ 『サラワク先住民と森林破壊』

【講演】 ジョフ・ジャウ・イボン氏 (サラワク州・カマン族)

~ 1987年、多くのサラワク先住民たちが森林破壊に抗して立ち上がった。
カマン族・ウマバワンに住むリーダーのジョフ氏もその1人。現在、
サラワクのFOE Malaysia (Sahabat Alam Malaysia) マルティネ
事4PMの責任者。元々リーダーだったため、サラワク州の森林破壊
と今後について話していたにきまろ。久しぶりの来日!!

5/22 ① 『CBD(生物多様性条約)名古屋会議 に向けての 大阪でのパレード』

【場】 pm. 1:30 中之島公園女神像前集合 → 難波解散 PM 4:00
・仮装行列で生物の危機、地球の危機をPRしよう!
【問い合わせ】 春日直樹 Tel. 0729-53-2559 まで

① 『激減! ボルネオ島の密輸材取引』冊子できました!

※ 10名さまにプレゼントします。早い者勝ちです! ご連絡を!

ウータン・森と生活を考える会



【OFFICE】〒530-0015 大阪市北区中崎西1-6-36

サクラビル新館308

「関西市民連合」気付

Tel. 06-6372-1561

(HP www.hutang.org/ / (mail) fwpc3808@mb.infoweb.ne.jp)

【一部】300円 【年会費】4000円

【郵便振替】00930-4-3880

◎購読希望の方は郵便振替で申し込み下さるか、又事務所までご連絡下さい。

◎ウータン定例会は、毎月、第2、第4火曜日7:00pmより「関西市民連合」事務所にて行っております。